

令和8年度(令和7年分)町県民税申告受付相談会

令和8年度の町県民税は令和7年中の所得や控除額などの申告にもとづき算出され、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの基礎にもなります。また、様々な手続きに必要な所得証明書等の発行にも利用されます。未申告の場合、証明書が発行できない、保険料や保険税が高くなる、給付金がもらえないなど、不利益となる場合があります。必ず申告しましょう。

- 受付日：下の表のとおり。
- 受付時間：午前) 8時45分から11時30分まで
午後) 1時15分から4時00分まで
- 会場：南関町役場 2階 大会議室3
注意) 受付時間以外、会場以外での申告相談は行いません。

受付日	地区	
3月2日(月)	午前	上町(上・下)・中町・旭町・栄町・金屋・谷丹保・堀池園・前田(一・二)・日の出町・迎町・新町
	午後	宮の前・井手の上・古町・北開・下原・田町(上・中・下)・藤の尾・乙丸
3月3日(火)	午前	立山・木屋塚・築井原・閑村・津留
	午後	萩の谷・楮原・前原笛鹿・瓦屋敷・福山
3月4日(水)	午前	八重丸・金丸・中山・松尾・閑町団地
	午後	久重(北・中・南)
3月5日(木)	午前	上長田(東・南・西)・高久野
	午後	長山(小原・東・西)・高久野団地
3月6日(金)	午前	宮尾(東・中・西)・細永(北・南)
	午後	今・西豊永
3月8日(日)	休日受付	
3月9日(月)	午前	小原・小原団地
	午後	相谷・向原・向原団地・定住促進住宅・二城
3月10日(火)	午前	肥猪町・肥猪
	午後	東豊永・柴尾団地
3月11日(水)	午前	小次郎丸・鬼王・八田・大久保・次郎丸
	午後	道山・日明・井手・宮島・田原・上南田原
3月12日(木)	午前	大西・北辺田(西・東)・出登・柿原
	午後	米田・大場・胡麻草・中原
3月13日(金)	予備日	

●公的年金受給者の申告受付相談

令和7年中の収入が公的年金のみで所得税を払っている人の申告受付相談を次の日程で行います。
受付日：2月16日(月)・17日(火) ※受付時間・会場は左記と同じ。

●必要なもの

- マイナンバーカードなど
※持っていない人は、通知カードもしくは個人番号が記載された住民票
- 本人確認書類
※代理申告の場合、申告者の個人番号がわかるもの等と、申告者と代理人の本人確認書類
※マイナンバーカードを持参される場合は他の本人確認書類は不要です。
- 申告者本人の金融機関口座番号がわかるもの

◆下記必要書類は、申告を受ける内容によって異なります。ご確認のうえ、ご用意ください。

- 収支内訳書・帳簿等(※営業・農業・不動産収入がある人)
- 給与・公的年金の源泉徴収票
- 控除証明書(社会保険・国民健康保険・国民年金・生命保険・寄付金などの証明書)
- 医療費控除の明細書(※医療費控除の申告を受ける人のみ)
- 年間取引報告書、売買契約書、通帳など(※株式・資産などの譲渡所得の申告を受ける人のみ)

●申告が必要な人

令和8年1月1日時点で南関町に住所がある人で、下記のいずれかに当てはまる人

- 営業・農業などの事業所得や不動産収入がある
- 給与・公的年金収入の両方収入がある
- 2か所以上からの給与収入がある
- 雑収入(報酬、個人年金等)がある
- 社会保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金控除を受ける
- 医療費控除を受ける
- 資産などを譲渡した

※昨年の収入がないまたは少ない、親族の扶養に入っていない人も申告が必要です！

例) 収入は障がい者年金・遺族年金のみで、誰の扶養にも入っていない。
家事や農作業等の手伝いで少し収入はあったが、年末調整はしておらず扶養に入っていない。
昨年は働いておらず、収入はなかった。また、扶養にも入っていない。

●申告会場へお越しになる方へのお願い

会場は混雑することが予想されます。皆さんの待ち時間縮減のため、必ず事前に関係書類を整理したうえでご来場ください。また、感染症防止のため、咳や発熱など、かぜ症状のある人や、体調のすぐれない人は日をあらためてお越しください。

なお、土地・建物・株式等の譲渡所得や利子所得・配当所得、雑損控除等の申告は町で受付できないことがあります。事前に相談するか税務署での申告をお願いします。

問 税務住民課 住民税係 ☎57-8549